

教科用図書検定申請受理種目

(平成元年6月9日)
(文部省告示第89号)

(平成11年3月18日一部改正)
(平成11年7月19日一部改正)
(平成22年1月13日一部改正)
(平成22年5月14日一部改正)
(平成27年6月30日一部改正)
(平成29年6月29日一部改正)
(平成30年8月1日一部改正)

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第20号）第4条第2項の規定に基づき、教科用図書検定申請受理種目（平成元年文部省告示第八十九号）の一部を次のように改正する。

教科用図書検定申請受理種目

教科用図書の検定の申請は、次の表に掲げる区分に従って受理する。

1 小学校

(1) 各教科

教科	受理種目	受理単位	備考
国語	国語	第1学年及び第2学年用、 第3学年及び第4学年用、 第5学年及び第6学年用	各1 各学年ごとに 分冊とする
	書写	第1学年及び第2学年用、 第3学年及び第4学年用、 第5学年及び第6学年用	各1 各学年ごとに 分冊とする
社会	社会	第3学年用、第4学年用、 第5学年用、第6学年用	各1
	地図	第3学年から第6学年用	1
算数	算数	第1学年用、第2学年用、 第3学年用、第4学年用、 第5学年用、第6学年用	各1

検定申請受理種目

理 科	理科	第3学年用, 第4学年用, 第5学年用, 第6学年用	各1	
生 活	生活	第1学年及び第2学年用	1	
音 楽	音楽	第1学年及び第2学年用, 第3学年及び第4学年用, 第5学年及び第6学年用	各1	各学年ごとに 分冊とする
図 画 工 作	図画工作	第1学年及び第2学年用, 第3学年及び第4学年用, 第5学年及び第6学年用	各1	
家 庭	家庭	第5学年及び第6学年用	1	
体 育	保健	第3学年及び第4学年用, 第5学年及び第6学年用	各1	
外 国 語	英語	第5学年及び第6学年用	1	各学年ごとに 分冊とする

(2) 特別の教科

教 科	受理種目	受 理 単 位	備 考
道 徳	道徳	第1学年及び第2学年用, 第3学年及び第4学年用, 第5学年及び第6学年用	各1 各学年ごとに 分冊とする

2 中学校

(1) 各教科

教 科	受理種目	受 理 単 位	備 考
国 語	国語	第1学年用, 第2学年用, 第3学年用	各1
	書写	第1学年から第3学年用	1
社 会	社会(地理的分野)	第1学年から第2学年用	1
	社会(歴史的分野)	第1学年から第3学年用	1
	社会(公民的分野)	第3学年用	1
	地図	第1学年から第3学年用	1

数 学	数学	第1学年用, 第2学年用, 第3学年用	各1	
理 科	理科	第1学年用, 第2学年用, 第3学年用	各1	
音 楽	音楽(一般)	第1学年用, 第2学年及び 第3学年用	各1	
	音楽(器楽 合奏)	第1学年から第3学年用	1	
美 術	美術	第1学年用, 第2学年及び 第3学年用	各1	
保 健 体 育	保健体育	第1学年から第3学年用	1	
技 術 ・ 家 庭	技術・家庭 (技術分野)	第1学年から第3学年用	1	
	技術・家庭 (家庭分野)	第1学年から第3学年用	1	
外 国 語	英語	第1学年から第3学年用	1	各学年ごとに 分冊とする

(2) 特別の教科

教 科	受理種目	受 理 単 位		備 考
道 徳	道徳	第1学年から第3学年用	1	各学年ごとに 分冊とする

3 高等学校

(1) 各学科に共通する各教科

教 科	受 理 種 目	備 考
国 語	現代の国語	
	言語文化	
	論理国語	
	文学国語	
	国語表現	
	古典探究	
地 理 歴 史	地理総合	

検定申請受理種目

	地理探究	
	歴史総合	
	日本史探究	
	世界史探究	
	地図	
公 民	公共	
	倫理	
	政治・経済	
数 学	数学Ⅰ	
	数学Ⅱ	
	数学Ⅲ	
	数学A	
	数学B	
	数学C	
理 科	科学と人間生活	
	物理基礎	
	物理	
	化学基礎	
	化学	
	生物基礎	
	生物	
	地学基礎	
	地学	
保 健 体 育	保健体育	
芸 術	音楽Ⅰ	
	音楽Ⅱ	
	音楽Ⅲ	
	美術Ⅰ	
	美術Ⅱ	
	美術Ⅲ	
	工芸Ⅰ	
	工芸Ⅱ	

	工芸Ⅲ	
	書道Ⅰ	
	書道Ⅱ	
	書道Ⅲ	
外国語	英語コミュニケーションⅠ	
	英語コミュニケーションⅡ	
	英語コミュニケーションⅢ	
	論理・表現Ⅰ	
	論理・表現Ⅱ	
	論理・表現Ⅲ	
家庭	家庭基礎	
	家庭総合	
情報	情報Ⅰ	
	情報Ⅱ	
理数	理数探究基礎	

(2) 主として専門学科において開設される各教科

教科	受理種目	備考
農業	農業と環境	
	農業と情報	
	作物	
	野菜	
	果樹	
	草花	
	畜産	
	栽培と環境	
	飼育と環境	
	農業経営	
	農業機械	
	植物バイオテクノロジー	
	食品製造	

検定申請受理種目

	食品化学	
	食品微生物	
	食品流通	
	森林科学	
	森林経営	
	林産物利用	
	農業土木設計	
	農業土木施工	
	水循環	
	造園計画	
	造園施工管理	
	造園植栽	
	測量	
	生物活用	
	地域資源活用	
工 業	工業技術基礎	
	機械製図	
	電子機械製図	
	自動車製図	
	電気製図	
	電子製図	
	建築製図	
	設備工業製図	
	土木製図	
	材料技術製図	
	インテリア製図	
	デザイン製図	
	製図	主として「特定の分野に関する製図の科目を履修しない学科」及び「普通科」で用いるもの
	工業情報数理	
工業材業技術		

工業技術英語	
工業管理技術	
工業環境技術	
機械工作	
機械設計	
原動機	
電子機械	
生産技術	
自動車工学	
自動車整備	
船舶工学	
電気回路	
電気機器	
電力技術	
電子技術	
電子回路	
電子計測制御	
通信技術	
プログラミング技術	
ハードウェア技術	
ソフトウェア技術	
コンピュータシステム技術	
建築構造	
建築計画	
建築構造設計	
建築施工	
建築法規	
設備計画	
空気調和設備	
衛生・防災設備	
測量	
土木基礎力学	

検定申請受理種目

	土木構造設計	
	土木施工	
	社会基盤工学	
	工業化学	
	化学工学	
	地球環境化学	
	材料製造技術	
	材料工学	
	材料加工	
	セラミック化学	
	セラミック技術	
	セラミック工業	
	繊維製品	
	繊維・染色技術	
	染織デザイン	
	インテリア計画	
	インテリア装備	
	インテリアエレメント生産	
	デザイン実践	
	デザイン材料	
	デザイン史	
商 業	ビジネス基礎	
	ビジネス・コミュニケーション	
	マーケティング	
	商品開発と流通	
	観光ビジネス	
	ビジネス・マネジメント	
	グローバル経済	
	ビジネス法規	
	簿記	
	財務会計Ⅰ	
	財務会計Ⅱ	

		原価計算	
		管理会計	
		情報処理	
		ソフトウェア活用	
		プログラミング	
		ネットワーク活用	
		ネットワーク管理	
水	産	水産海洋基礎	
		海洋情報技術	
		水産海洋科学	
		漁業	
		航海・計器	
		船舶運用	
		船用機関	
		機械設計工作	
		電気理論	
		移動体通信工学	
		海洋通信技術	
		資源増殖	
		海洋生物	
		海洋環境	
		食品製造	
		食品管理	
		水産流通	
		ダイビング	
		マリンスポーツ	
家	庭	生活産業基礎	
		生活産業情報	
		消費生活	
		保育基礎	
		保育実践	
		生活と福祉	

検定申請受理種目

	住生活デザイン	
	服飾文化	
	ファッション造形基礎	
	ファッション造形	
	ファッションデザイン	
	フードデザイン	
	食文化	
	調理	
	栄養	
	食品	
	食品衛生	
	公衆衛生	
	総合調理実習	
看 護	基礎看護	
	人体の構造と機能	
	疾病の成り立ちと回復の促進	
	健康支援と社会保障制度	
	成人看護	
	老年看護	
	小児看護	
	母性看護	
	精神看護	
	在宅看護	
	看護の統合と実践	
看護情報		
情 報	情報産業と社会	
	情報の表現と管理	
	情報と問題解決	
	情報テクノロジー	
	情報セキュリティ	
	情報システムのプログラミング	
	ネットワークシステム	

		データベース	
		情報デザイン	
		コンテンツ制作と発信	
		メディアとサービス	
福 社		社会福祉基礎	
		介護福祉基礎	
		コミュニケーション技術	
		生活支援技術	
		介護過程	
		こころとからだの理解	
		福祉情報	

附 則

- この告示は、平成2年4月1日から施行し、小学校の教科用図書については平成4年度以降の使用に係るもの、中学校の教科用図書については平成5年度以降の使用に係るもの及び高等学校の教科用図書については平成6年4月1日以降高等学校の第1学年に入学した生徒の使用に係るものの検定の申請から適用する。
- 教科用図書検定申請受理種目（昭和52年文部省告示第199号）（以下「旧告示」という。）は、この告示の施行の日から廃止する。ただし、旧告示のうち高等学校の教科用図書に係る部分については、平成3年6月30日までの間、なおその効力を有する。

附 則（平成11年3月18日文部省告示第47号）

この告示は、平成11年10月1日から施行し、小学校及び中学校の教科用図書については平成14年度以降の使用に係るものの検定の申請から適用する。ただし、改正前の教科用図書検定申請受理種目（平成元年文部省告示第89号）の規定による平成13年度の使用に係るものの検定の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成11年7月19日文部省告示第155号）

この告示は、平成12年10月1日から施行し、平成15年4月1日以降高等

検定申請受理種目

学校の第1学年に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第64条の3第1項に規定する学年による教育課程の区分を設けない場合にあつては、同日以降に入学した生徒（学校教育法施行規則第60条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）及び中等教育学校の第4学年に進級した生徒の使用に係る教科用図書の検定の申請から適用する。

附 則（平成22年1月13日文部科学省告示第3号）

この告示は、平成22年2月1日から施行し、平成24年度以降の使用に係る教科用図書の検定の申請から適用する。

附 則（平成22年5月14日文部科学省告示第83号）

この告示は、平成22年6月1日から施行し、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）に基づき教科用として編修された図書の検定の申請から適用する。ただし、高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示58号）に基づき教科用として編修された図書の検定の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月30日文部科学省告示第116号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月29日文部科学省告示第92号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月1日文部科学省告示第165号）

この告示は、平成30年8月1日から施行し、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）に基づき教科用として編修された図書の検定の申請から適用する。ただし、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）に基づき教科用として編修された図書の検定の申請については、なお従前の例による。